(4)　附属船（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省令」という。）第三十二条第一項の運搬船並びに指定漁業省令第三十三条第一項の火船及び魚探船をいう。）に関する事項は次のとおりとする。

イ　附属船の隻数は、五隻以内でなければならない。

ロ　運搬船の隻数は、三隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

ハ　イ及びロの規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、イ及びロに定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

ニ　ハの承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

ホ　魚探船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を魚探船として使用してはならない。

(5)　当該許可船舶及び附属船には、集魚灯の設備をしてはならない。

（中部太平洋海区）

(1)　集魚灯のために使用する消費電力の総和は、火船一隻につき七キロワット以下でなければならない。

(2)　静岡県沼津市大塚東端から同市大瀬埼突端に至る線と同突端から同県静岡市富士川口中央に至る線との両線間における海域においては、集魚灯のために使用する消費電力の総和は、火船全体で一キロワット以下でなければならない。

(3)　附属船に関する事項は、次のとおりとする。

イ　附属船の隻数は、五隻以内でなければならない。

ロ　運搬船の隻数は、三隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

ハ　イ及びロの規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、イ及びロに定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

ニ　ハの承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

ホ　火船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

(4)　静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎灯台正南の線以東の海域のうち、伊豆七島周辺海域の大島、利島、鵜渡根島、新島、早島、式根島、神津島、恩馳島、銭洲、三宅島、大野原島、御蔵島、いなんば島、八丈島、八丈小島及び青ヶ島の各島及び礁の最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域においては、水中集魚灯を使用してはならない。

(5)　静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎灯台正南の線以西の海域のうち銭洲の最大高潮時海岸線から沖合十五海里以内の海域においては、水中集魚灯を使用してはならない。

（南部太平洋海区）

(1)　愛媛県沖合海域においては、集魚灯のために使用する発電機の総設備容量は、火船一隻につき七・五キロワット以下でなければならない。

(2)　高知県沖合海域においては、集魚灯のために使用する発電機の総設備容量は、火船一隻につき七・五キロワット以下でなければならない。

(3)　大分県沖合海域においては、集魚灯のために使用する発電機の総設備容量は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。

(4)　大分県沖合海域においては、集魚灯のために使用する消費電力の総和は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。

(5)　大分県及び宮崎県沖合海域においては、集魚灯のために使用する発電機の総設備容量は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。

(6)　宮崎県沖合海域においては、集魚灯のために使用する消費電力の総和は、火船一隻につき八キロワット以下でなければならない。

(7)　附属船に関する事項は、次のとおりとする。

イ　愛媛県沖合海域においては、次のとおりとする。

(i)　附属船の隻数は、五隻以内でなければならない。

(ii)　運搬船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

(iii)　(i)及び(ii)の規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、(i)及び(ii)に定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

(iv)　(iii)の承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

(v)　火船の隻数は、三隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

ロ　大分県、宮崎県及び高知県沖合海域においては、次のとおりとする。

(i)　附属船の隻数は、四隻以内でなければならない。

(ii)　運搬船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

(iii)　(i)及び(ii)の規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、(i)及び(ii)に定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

(iv)　(iii)の承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

(v)　火船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

（北部日本海海区）

(1)　集魚灯のために使用する発電機の総設備容量は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。

(2)　北海道沖合海域においては、集魚灯を使用して操業してはならない。

(3)　附属船に関する事項は、次のとおりとする。

イ　附属船の隻数は、四隻以内でなければならない。

ロ　運搬船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

ハ　イ及びロの規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、イ及びロに定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

ニ　ハの承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

ホ　火船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

（中部日本海海区）

(1)　石川県の最大高潮時海岸線から沖合四海里以内の海域においては周年、同海岸線から沖合四海里以遠七海里以内の海域においては毎年四月一日から十二月三十一日までの間は、集魚灯を使用して操業してはならない。